

# 「建設産業の再生と発展のための 方策2011」について

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設産業が置かれているかつてない厳しい状況等を踏まえ、今後の建設産業の再生方策を策定するため、平成22年12月より有識者委員による「国土交通省建設産業戦略会議」（座長：大森文彦弁護士・東洋大学法学部教授）が開催され、平成23年6月に「建設産業の再生と発展のための方策2011」がとりまとめられ、提言されたところです。

これを受け、国土交通省においては、今後、この方策の実現に向けて、順次施策の具体化を図ることとしています。

以下に、上記提言の一部を抜粋して掲載します。

全文および資料編等については、下記のURL（国土交通省ホームページ）からご覧ください。

URL：[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13\\_hh\\_000123.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000123.html)

## はじめに

建設産業の使命は、国民生活や経済活動の基盤である住宅・社会資本の整備を通じ、我が国経済社会の発展に貢献することにある。特に、地域においては、経済・雇用を支えるとともに災害対応等において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、建設投資の急激かつ大幅な減少等により、我が国の建設産業は過剰供給構造にあり、競争の激化等によりかつてない厳しい状況に直面している。

地域においては、地域社会を支えてきた建設企業が疲弊し、これまで担ってきた災害対応等の機能の維持が困難となり、災害対応空白地帯が発生する等の問題が指摘されている。また、労働環境

の悪化等により、若年者の入職が減少し、建設生産を支える技能・技術の承継が困難となっている。

一方、成長市場として有望な海外市場等においても、受注や事業遂行が必ずしも円滑に行われておらず、我が国建設企業の高い技術力を活かされていらない。

さらに、建設市場については、現在も社会資本整備重点計画の見直しが行われているところであるが、民間市場も含め、今後は、少子・高齢化や環境意識の高まり、PPP/PFI等による事業の必要性、維持管理・リフォーム工事等の比重の増加など、様々な変化が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、今後の建設産業の再生方策を策定することを目的として、平成22年12月

17日、国土交通大臣の指示を受けて第1回建設産業戦略会議が開催された。建設産業戦略会議においては、「建設産業政策2007」に掲げられた目標や政策の方向性は現在も変わらないとの認識の下、建設産業団体からのヒアリングも含め、これまで12回にわたり検討を重ねてきた。検討に当たっては、現在多くの関係者による対応が進行中の東日本大震災に伴う影響も勘案しつつ、建設産業の置かれている状況をできる限り定量的に分析した上で、建設産業が直面する課題を整理するとともに、関係者が取り組むべき具体的な対策について議論を深めてきた。

そして今般、「建設産業の再生と発展のための方策2011」として取りまとめ、提言を行うものである。

## 第1章 現状分析と直面する課題（省略）

### 第2章 実施すべき対策

第1章で述べた課題に対応するため、次の対策を実施することが必要である。

#### 対策1 地域維持型の契約方式の導入

災害対応、除雪、インフラの維持管理等を適切に実施し、地域社会の維持を図るためには、その担い手の確保が不可欠であり、入札契約制度において、地域の建設企業の経営リスクが抑えられ安定経営が図られるとともに、人員・機械の確保と効率的運用が可能となるような工夫を行う必要がある。

このため、将来にわたって、地域に不可欠な維持管理等を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、必要に応じて、複数の種類や工区をまとめた契約単位や、複数年の契約単位等により、地域維持事業を包括して発注する方式を導入するとともに、担い手となる建設企業の小規模化により地域維持事業の実施体制の確保が困難となっている地域において、地域維持事業の受注・実施を目的として地域建設企業により経常的に結成される「地域維持型JV」（仮称）等

が、透明かつ適正な競争を通じて地域維持事業を請け負い、協同して効率的に実施する方式を導入するなど、新たな契約方式が必要である。

あわせて、待機費用や固定的経費など建設企業において実際に要する通常妥当な経費が適切に契約金額に盛り込まれていない場合には、実態を踏まえた積算や精算方法となるよう求めていく必要がある。

#### 対策2-1 保険未加入企業の排除

##### (1) 関係者一体となった取組

保険未加入企業の排除に際しては、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

##### ① 行政における取組

行政においては、建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取組と連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である。具体的には、建設業許可更新時、経営事項審査時及び立入検査時における保険加入状況のチェックや指導監督を行い、未加入企業をなくしていく取組を行うべきである。

##### ② 元請企業における取組

元請企業においては、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくため、建設工事の施工及び労働者の使用に関する法令についての指導責任の一環として、下請企業の保険加入を指導する枠組みが必要である。具体的には、特定建設業者による下請指導責任及び下請指導内容を明示し、元請企業が、施工体制台帳、作業員名簿等により、下請企業や建設現場の各労働者の保険加入状況をチェック・指導し、保険未加入企業を排除していく取組を行うべきである。また、行政においては、これら元請企業による下請指導状況をチェックしていくことにより、実効性を確保していくべきである。

##### ③ 下請企業における取組

下請企業においては、現場就労者について、雇用関係にある社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、雇用関係にある社員についての保険加入を徹底すべきである。また、請負関係にある者については、再下請通知書を活用して保険加入状況をチェックすることにより、保険未加入企業を排除していく取組を行うべきである。

その際、労働者単位の加入状況のチェックを効率的に行うため、建設産業団体において労働者の保険加入状況をITを活用してチェックする方策など、効率化のための方策を講ずるべきである。

### (2) 派生する課題への対応

保険未加入企業の排除方策の実施に伴い、法定福利費の事業主負担分の支払又は抑止のため、労働者の賃金へのしわ寄せやいわゆる一人親方の増加が懸念されるところである。このため、法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底していくなど、下請企業まで適正に流れていく方策を講じていく必要がある。また、建設業における請負及び雇用に関するルールの徹底などの重層下請構造の是正方策を併せて実施していく必要がある。

### (3) 進め方

専門工事業の業態、職種によっては、保険加入の現況と目指すべき姿にギャップがあることから、排除方策の全体像を示した上で、1年程度の周知・啓発期間を設け、行政、元請企業、下請企業が一体となって、保険加入の促進に向けた機運を醸成する体制を整備する必要がある。周知・啓発期間の終了後、速やかに大規模工事から行政によるチェックの徹底を進め、その範囲を順次拡大していくことで、実施後5年を目途に、企業単位では加入義務のある許可業者について加入率100%、労働者単位では製造業相当<sup>\*1</sup>の加入状況を目指すべきである。

## 対策2-2 重層下請構造の是正と施工力のある企業の育成

### (1) 自主的な取組

下請契約は、個々の企業において、工事ごとにその経済的合理性、必要性等を勘案してなされているものである。このため、行政による一律の次数制限という規制手法ではなく、契約当事者である建設企業において、下請契約の必要性・適法性のチェック、施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等により、重層構造是正のための自主的な取組が積極的になされていくことが望ましい。

### (2) 請負及び雇用に関するルールの徹底等

一方、下請契約が原則自由であることは、市場参加者のルールの遵守を前提としており、建設業における請負及び雇用に関するルールの徹底（技術者データベースや施工体制台帳等に基づく一括下請負の確認強化及び主任技術者の配置徹底（対策3）、労働者性や請負・派遣の判断基準等の周知徹底等）を通じ、請負及び雇用関係の適正化に取り組んでいくことが必要である。

また、保険未加入企業の排除方策を実施していくことは、雇用関係の明確化により、請負契約から雇用契約への移行を促し、また、下請単価の適正化により、コスト削減のための外注を抑止することとなるため、重層下請構造の是正にも一定の効果が見込まれるものである（対策2-1）。

### (3) 優れた技能者を有した企業の育成・評価

建設工事の施工に当たっては、基幹技能者に品質管理や工事の調整、安全管理等の役割が期待されている。また、国土交通省直轄事業においては、基幹技能者の配置について評価をする総合評価方式を試行している。

優れた技能者を有した企業を育成していくためには、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた基幹技能者について、目指すべき技能者像として活用していくことが必要である。

このほか、下請企業の技術力の適切な評価、下請企業の見積を踏まえた入札方式の活用（対策4）等により、施工力のある企業の育成が図られ

るものと考えられる。

(4) 公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用

公共事業労務費調査<sup>※2</sup>について、建設産業を支える技能・技術の承継の確保を図るため、資格保有者の賃金水準の把握及び参考公表、保険加入状況のチェックを行い、資格取得へのインセンティブ、キャリアパスの作成等による人材の確保・育成や、保険未加入企業の排除方策へ活用していくことが求められる。

また、公共事業労務費調査については、公共工事従事者の賃金支払実態をよりの確に把握するため、技能程度の把握、標本の確保等、引き続き、調査の適正化等に取り組むことが必要である。

**対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検**

(1) 技術者に関するデータベースの整備

現場に配置される監理技術者等の本人性、所属企業、資格や技術力に係る情報等を効率的に確認し、適正な技術者の配置を確保するとともに、専任制の徹底により、重要な工事における施工品質や安全性の確保等を図ることが必要である。

そのため、技術者に関するデータベースを整備し、発注者、許可行政庁等が必要に応じてアクセスすることで、技術者の適正配置を確保する仕組みを構築すべきである。

データベースの更新においては、技術者による技術力の維持・向上の取組を確認することが望ましい。その他、データベースには、技術者の資質・技術力に係る資格や実績等の情報を蓄積し、適正な評価に活用できるようにすることにより、技術者にインセンティブが生じ、技術力の維持・向上に資することが期待される。

また、民間工事を含めて技術者の現場配置に関する情報を収集することで、民間工事を含めて専任制確認の充実を図ることも必要である。

このようなデータベースの整備は、まずは、一定規模以上の建設工事において請負人の指導・監督を含む総合的な管理を行う監理技術者から進め

られることが妥当と考えられるが、対象を主任技術者に拡大することにより、建設工事全体の技術者の適正配置が促進され、不良不適格業者の排除や健全な競争環境の確保につながると考えられるため、段階的な措置も取り入れながら拡大を検討する必要がある。さらに、工事の品質や安全性の確保等を図る上では、技能者の有する技能、資格等が重要な要素であることから、技能者について、技能資格、作業資格等を含めたデータベース化の検討を進めていくべきである。

(2) 時代の変化を踏まえた業種区分の点検

業種区分を点検するに当たり、検討する視点として、まず、当該工事に要する技術の専門性（他との差別化の状況）が挙げられる。このほかにも、業種別の許可業者数、完成工事量の推移など外形的な必要性、他業種の許可との重複の状況、関連する法令の新設等の社会的ニーズの動向等も視点として考慮すべきであり、エンドユーザーである発注者の保護に資するよう、これらの視点から総合的に分析し、建設業界の意見も聴取しながら検討を進めるべきである。

また、昭和46年に現在の業種区分が設定されて以来40年間見直しに至らなかったことを踏まえ、時代の変化に柔軟に対応できるような望ましい在り方について、今後、研究していく必要がある。

**対策4 入札契約制度改革の推進**

健全な公共調達市場の整備を図るため、次の(1)～(6)の取組を行うことが必要である。また、適切な受発注者関係の構築等のため、(7)及び(8)の取組を行うことが必要である。

(1) ダンピング対策等の強化

建設業の健全な発展と公共工事の品質の確保を図るため、地方公共団体等における対策の更なる徹底等によりダンピングの防止を図ることが必要である。これにより、適正価格での受注が進み、結果として対策2に掲げた社会保険等への加入促進や、重層下請構造の改善といった効果も期待される。

国においては、工事の品質確保の観点から、受

注者として不可避な費用をもとに、落札率と工事成績との関係も考慮して低入札価格調査基準価格を適切に設定してきたところであるが、地方公共団体等において、具体的には、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入、最低制限価格や低入札価格調査基準価格の国並み水準への引上げ、低入札価格調査制度における数値的失格判断基準の設定及び水準の引上げが必要である。

また、予定価格等の公表時期については、事前公表は取りやめるよう措置すべきである。予定価格の設定に当たり、適正な積算の徹底に努めるとともに、発注者が積算した金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発展を阻害するおそれがあることから、これが行われないよう措置すべきである。

#### (2) 落札決定の効率化（段階選抜方式）

例えば、国土交通省直轄工事においては、近年、大規模工事を中心に競争参加者数の増加がみられるところである。競争参加者が特に多く、公共調達に係る社会的コストが増大している工事、とりわけ総合評価を活用する工事においては、競争性を維持しながら契約の相手方をより合理的・効率的に選定できるよう、広く競争参加者を募った上で、諸外国でも多くみられるように第一段階の競争における評価点が上位の概ね5者程度に、最終的な落札者を決めるための入札書及び詳細な技術提案等を求める競争方式の活用を推進することが必要である。

#### (3) 地域企業の適切な活用

地域要件の設定をよりの確かつ整合的に行っていくため、地域要件の設定を案件ごとに個別判断している地方公共団体においては、地域要件の設定に関する運用方針を定めることが適当である。

その他、入札契約において、災害発生時における対応等や、地元の建設企業や資機材会社を活用する元請企業を評価する総合評価方式の活用を促進することが必要である。

#### (4) 下請企業の技術力の適切な評価

専門工事の施工内容が特に重要な工事において、下請企業等の技術力を適切に評価するため、下請企業等の技術提案を審査する総合評価方式（特定専門工事審査型総合評価方式）の活用を推進することが必要である。

#### (5) 下請企業の見積を踏まえた入札方式の活用等

下請企業への適切な支払を担保することにより、下請工事の適正な施工を確保するため、まずは、専門工事の施工内容が特に重要な工事等から、下請企業の見積を踏まえた入札方式等の試行を実施し、その課題等を明らかにしていくべきである。

また、支払ボンドは、下請代金の保全により専門工事を担う下請企業が安心して質の高い工事を行える環境を整えるとともに、重層下請構造の是正など元下間の構造改善等にも寄与し得るものであり、試行導入に向けた取組を行うことが必要である。

#### (6) 建設関連業における品質確保・納期の平準化

調査設計等業務の品質確保を図るとともに、技術力に優れた企業の持続的経営と技術の次世代への承継が可能となるよう、地方公共団体に対し、技術力の適正評価（総合評価落札方式の拡充、プロポーザル方式の拡充）、適正価格での受注（最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入、予定価格の事後公表への移行）がなされるよう措置すべきである。加えて、納期の平準化が推進されるよう取り組む必要がある。

#### (7) 受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの策定

いわゆる請負契約の片務性の問題は、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあることから、公共工事、民間工事にかかわらず、受発注者間の契約の適正化を促進することが求められている。これは、下請契約を含め建設業における契約全体の対等化・明確化を促進し、発注者等の最終消費者の利益にもつながるものである。このため、受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの早期策定及びその活用を図ることが必要である。

## (8) 多様な発注ニーズに対応した契約方式等

近年、民間工事を中心に、発注ニーズが多様化しつつあるため、今後、関係する専門家の意見を求めつつ継続的に検討を行い、これらに対応した契約方式、約款の研究開発を推進することが必要である。

## 対策5 海外展開支援策の強化

我が国企業のマネジメント力を強化し、安定的に海外展開できるよう支援するため、以下のような施策を講ずることが必要である。また、これらの施策の推進に当たっては、各企業、業界団体、政府がそれぞれの立場で、互いに連携しながら着実に実施するとともに、業界団体の取組について政府が後押しすることが必要である。さらに、大手・中堅建設企業のみならず、技術と意欲を持った中小・専門工事業業者や建設関連業者等の海外展開も進めていく必要がある。

## (1) 契約・リスク管理の強化

海外建設事業において受注した仕事から収益につなげるために必要不可欠なのが契約・リスク管理の徹底であり、各企業においてもそのための取組が進んできているところである。そのような動きを後押しできるよう、契約・リスク管理の重要性について一層の意識改革を求めるとともに、各企業のニーズに応じた契約管理マニュアルの作成、経営層も含めた研修会の実施、貿易保険の活用促進等を進めるべきである。また、海外と国内の入札契約方式の相違が優れた技術力を有する我が国建設産業の海外展開を阻む要因の一つと考えられることから、建設企業の海外展開に資するよう、国内において、国際的な発注・契約方式を取り入れた公共工事を実施することを検討し、試行する必要がある。

## (2) 情報収集・提供の強化

我が国においては海外市場の情報収集は個々の企業努力にその多くを負っているが、情報収集能力が脆弱な中小企業はもとより大手企業にとっても必要な基本的な情報等については、業界団体等と連携しつつ幅広いネットワークを構築すること

が効率的である。このため、主要国について建設環境情報やトラブル情報等を収集・提供する仕組みを構築するとともに、海外進出について専門家の相談を受けられる相談窓口の充実等を図るべきである。

## (3) 人材育成の強化

我が国建設企業にとって、海外における建設工事に従事する優秀な人材の確保が重要な課題となっており、そのための支援を特に重点的に行う必要がある。このため、国際建設契約に精通したプロジェクトリーダーを養成するための研修プログラムの作成や公開講座の開設、我が国で学んだ留学生や外国人技能実習生等のネットワークを活用するための海外建設人材情報データベースの構築支援、日本型の建設マネジメントについて経験等を有する現地人材の育成等を積極的に進めるべきである。

## (4) 事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成

海外市場における受注獲得のためには事業初期段階からの戦略的支援が効果的であり、このため、トップセールスや案件形成支援等を強化するとともに、建設企業の海外進出意欲の醸成を図る観点から、海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討すべきである。

## (5) 国際建設市場の環境整備

政府の重要な役割として我が国企業のビジネス環境の整備が求められており、WTOのサービス交渉や二国間会議等において、我が国企業が円滑に事業活動を行えるよう規制の撤廃・改善等に取り組むことが必要である。また、契約に基づき支払われるべき工事代金を発注者が支払わない等のトラブルが発生した場合に、政府がサポートして関係者を話し合いのテーブルにつかせるような取組を行うことが重要であり、このため、投資協定や経済連携協定(EPA)の中で政府ベースでビジネスのトラブルを取り上げる場を設定し、活用する等のサポートを行うことが効果的である。

## 対策6-1 過剰供給構造の是正と不良不適格業者の排除

過剰供給構造の是正に資する取組として、現在発生している様々な問題を踏まえ、特に排除すべき不良不適格業者を明確化し、指導監督の徹底を図ることが必要である。

(1) 今後特に排除に取り組むべき不良不適格業者  
この方針に位置付けられた対策においては是正等を行うべき対象とされている、保険未加入の企業、技術者の不適正配置を行っている企業等について、特に重点的に排除に取り組むことが必要である。このような取組は過剰供給構造の是正に資することとなる。

まず、保険未加入企業の排除に際しては、雇用・労働及び社会保険等の制度を所管し、運用する厚生労働省、日本年金機構等との全国的な連携体制を構築した上で、保険加入状況等の調査、指導等を効果的に行うことが必要である。

また、下請企業の法令遵守の徹底に当たっては、元請企業による下請企業の指導により、建設工事に携わる事業者全体に行き渡らせることが必要であることから、元請企業の指導責任の履行状況について、調査、指導等を行うことが効果的であると考えられる。

次に、技術者の不適正配置を行っている企業の排除については、施工体制の確認、立入検査の充実等を行うことが必要であるほか、将来的には、専任制の確認に技術者データベースを活用することも考えられる。

### (2) 欠格要件の強化

法人に対し役員と同等以上の支配力を有すると認められる者が一定の行為を行った場合や、暴力団関係企業についても、許可に際し欠格となるよう措置することが必要である。また、許可行政庁が処分実施時に処分情報を登録し、許可行政庁間で共有する仕組みを整備し、欠格要件の審査を簡易迅速に行えるようにすることが必要である。

### (3) 指導監督に係る都道府県、関係省庁との連携強化等

不良不適格業者の排除を効果的に行うために

は、建設業取引適正化推進月間等における都道府県と合同での立入検査（許可権者が異なる企業が混在する工事等）の実施や、国土交通省から都道府県に対する立入検査要領・審査手法等のノウハウの提供等を行うことが必要である。また、特に悪質と思われる知事許可業者に対しては、国土交通省職員による立入検査の実施を行うことも必要である。

さらに、不良不適格業者の排除にも資する取組として、技術者データベースの検討と併せ、許可等の申請方法・申請内容や許可情報の開示方法等について、情報通信技術の利用や取得情報の有効活用により、申請者等の負担軽減と閲覧制度の実効性・利便性の向上を図ることができないか、検討していくことが必要である。

### (4) 企業再編等の支援体制の強化

経営状況の分析や経営戦略の検討、債権債務等の整理、資金面でのバックアップ等の観点から、中小企業診断士、弁護士等の専門家が、地元の金融機関と連携しながら、企業再編等の計画策定段階から実施段階まで継続的に支援する体制を構築する必要がある。あわせて、合併や事業の売買を希望する企業に関する情報を一元的に把握するマッチングシステムの構築や、転業・廃業に踏み切るメルクマールとなる廃業診断マニュアルの作成など、企業再編等が効果的に行われる環境の整備に向けて継続的に検討していく必要がある。

また、「地域維持型JV」（仮称）は、地域維持事業の協同実施を目的として、地域の建設企業により経常的に結成されるものであるため、これが再編等につながっていくことが期待される。

### (5) 建設市場への参入の在り方について

以上の施策を実施しても、なお過剰供給構造の是正のための更なる施策が必要な場合には、各方面への影響も勘案しつつ、許可要件や公共市場への参入要件の見直しについても、検討していくことが必要である。

## 対策6-2 新たな事業分野への展開等

過剰供給構造の是正にも資する取組として、今後、新たな事業分野への展開や、新たな市場の創設についても検討していくことが必要である。

### (1) 新事業展開への継続的な支援体制の構築

PPP/PFI等の新たな市場において必要な企画・立案・調整能力の底上げとノウハウの蓄積を図るため、新事業展開への継続的な支援を行う体制を構築する必要がある。あわせて、本業の経営状況の問題から十分な融資が受けられない場合に対応するため、優れた新事業展開への資金調達を可能とする継続的な施策についても検討する必要がある。

### (2) CMの制度化等による新たな国内市場の創設，マネジメント力の強化

CM方式については、コスト・プロセスの透明化や適正施工の確保等の意義があるため、今後、その制度化に向けて、関係する専門家の助言を得ながら継続的に検討するとともに、CM方式のメリットに関する発注者の理解を促進することが必要である。

## 対策7 東日本大震災を受けた特別の対応

### (1) 建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等

被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、建設企業が担う役割と責任は極めて重い。建設産業に携わる全ての関係者は改めてこの認識を共有するとともに、建設企業が復旧・復興工事を通じてその役割を十分に発揮できるよう、建設企業自らの体制整備等に加え、円滑な施工を支える資金繰りの支援、各種手続の迅速化等の弾力的な対応など、行政による特別の支援等が求められる。

### (2) 地域企業と地域外企業の適切な活用

復旧・復興に係る建設投資が増大した場合であっても、一括下請負やいわゆる上請の問題を招くことがないよう、地域の建設企業の受注動向や手持ち工事量等を踏まえつつ、地域要件等の適切な運用により、近隣や地域外の建設企業も活用され

るようにしていくことが必要である。その際、CM方式等有効な手法の活用について検討すべきである。

さらに、それでもなお被災地における供給力の不足により復旧・復興工事の施工に支障が生じるおそれがある場合には、更なる対応を検討することが必要である。

### (3) 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用

当面の災害復旧事業への早期着手を図るため、随意契約や指名競争入札の活用、一般競争入札における手続期間の短縮等の取扱いが行われつつあるところであるが、その実施に当たっては、透明性・公正性を確保しつつ、被災者の雇用にも留意することが必要である。

## 方策の実現に向けて

建設産業が魅力と活力を回復し、我が国経済社会の発展に貢献していくためには、建設企業、建設産業団体、行政など建設産業に携わる関係者が一体となって、この方策の実現に取り組むことが重要である。建設企業等においては、技術力、施工力、経営力を一層磨き、国民の期待に応えられるよう努力することが望まれる。行政においては、その努力が報われるよう、様々な取組や支援を行うことが必要である。

今後、7つの対策の実現に向けて、中央建設業審議会等における審議、入札契約適正化法に基づく適正化指針の改正、建設業関係法令の改正、財政・金融上の支援措置等を通じて、実施可能な対策から順次実施し、施策の具体化が図られることを期待する。

※1 この場合、建設業と製造業における産業構造や就労構造の相違を考慮する必要がある。

※2 公共事業労務費調査：公共工事の予定価格の積算に用いる公共工事設計労務単価の設定のため、国、都道府県等の発注機関が、毎年10月に公共工事従事者（約20万人）を対象に実施する賃金支払実態調査。

(参考資料)

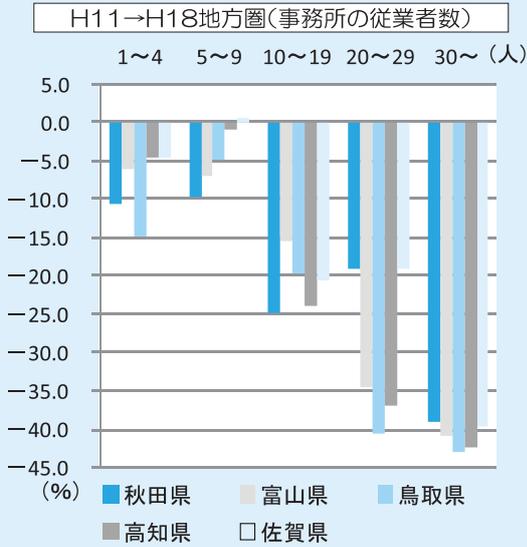
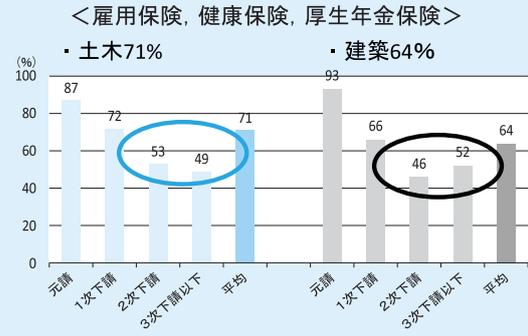


図-1 事業所数の減少率

○社会保険等の加入状況  
(公共事業の現場労働者)



(出所) 国土交通省「公共事業労務費調査」(H22)

○就労形態等の変化

<常雇の割合>81%(H9)→64%(H20)  
<月給制の割合>58%(H9)→29%(H20)

(出所) 国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」(H20)

図-2 社会保険の加入状況等

表-1 技術者の数等

イギリス	データベースに蓄積	約160万人 (技能者等含む)
韓国	データベースに蓄積	約55万人
日本	監理技術者資格者証保有者 ※技術者(監理技術者・主任技術者)	約67万人 ※約120万人(推計)

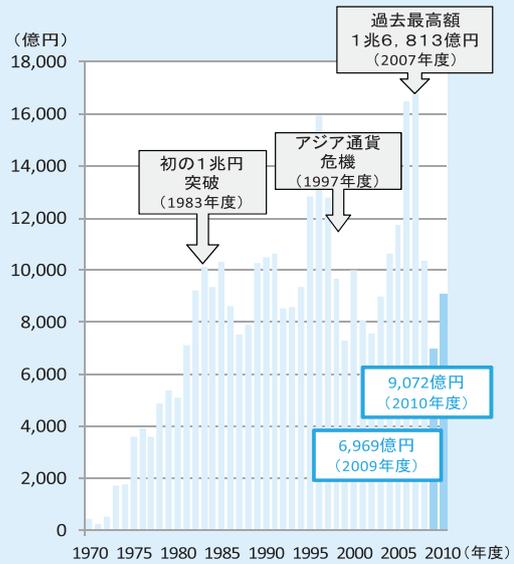


図-3 海外受注の実績

表-2 過剰供給構造

	S55年度	H4年度	H22年度
建設投資額	50兆円 (100)	84兆円 (141)	41兆円 (66)
許可業者数	50万社 (1.0)	53万社 (1.1)	50万社 (1.0)
建設業就業者数	548万人 (1.0)	619万人 (1.1)	498万人 (0.9)

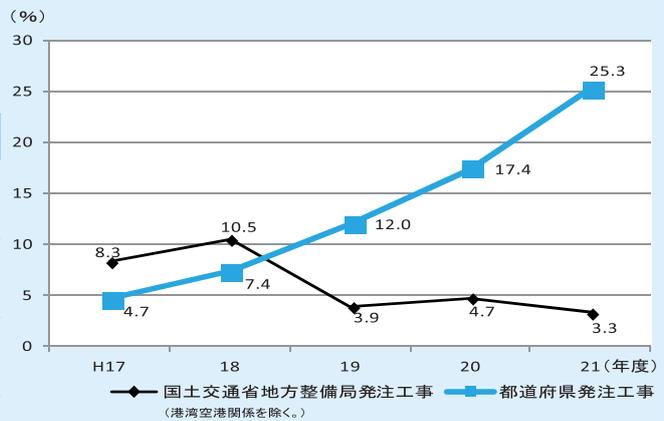


図-4 低価格入札の発生率